

漁業者のみなさまへ

漁業信用保証制度 のごあんない

漁業経営等に必要な資金調達を
公的保証制度で応援します

漁業信用基金協会
農林漁業信用基金
水産庁

このようなお困りごとはありませんか？

- ・ 漁船の建造、購入等に必要な資金を借りたい
- ・ 漁業経営に必要な運転資金を借りたい
- ・ 生活に必要な資金を借りたい



漁業信用保証制度をご活用ください！

漁業信用保証制度は、中小漁業者等の皆様が金融機関からの資金調達を円滑に行えるよう、漁業信用基金協会が公共的な立場から保証人となる制度です。

中小漁業者等とは・・・

➤「中小漁業融資保証法 第二条」に定められた、次に掲げる皆様です。

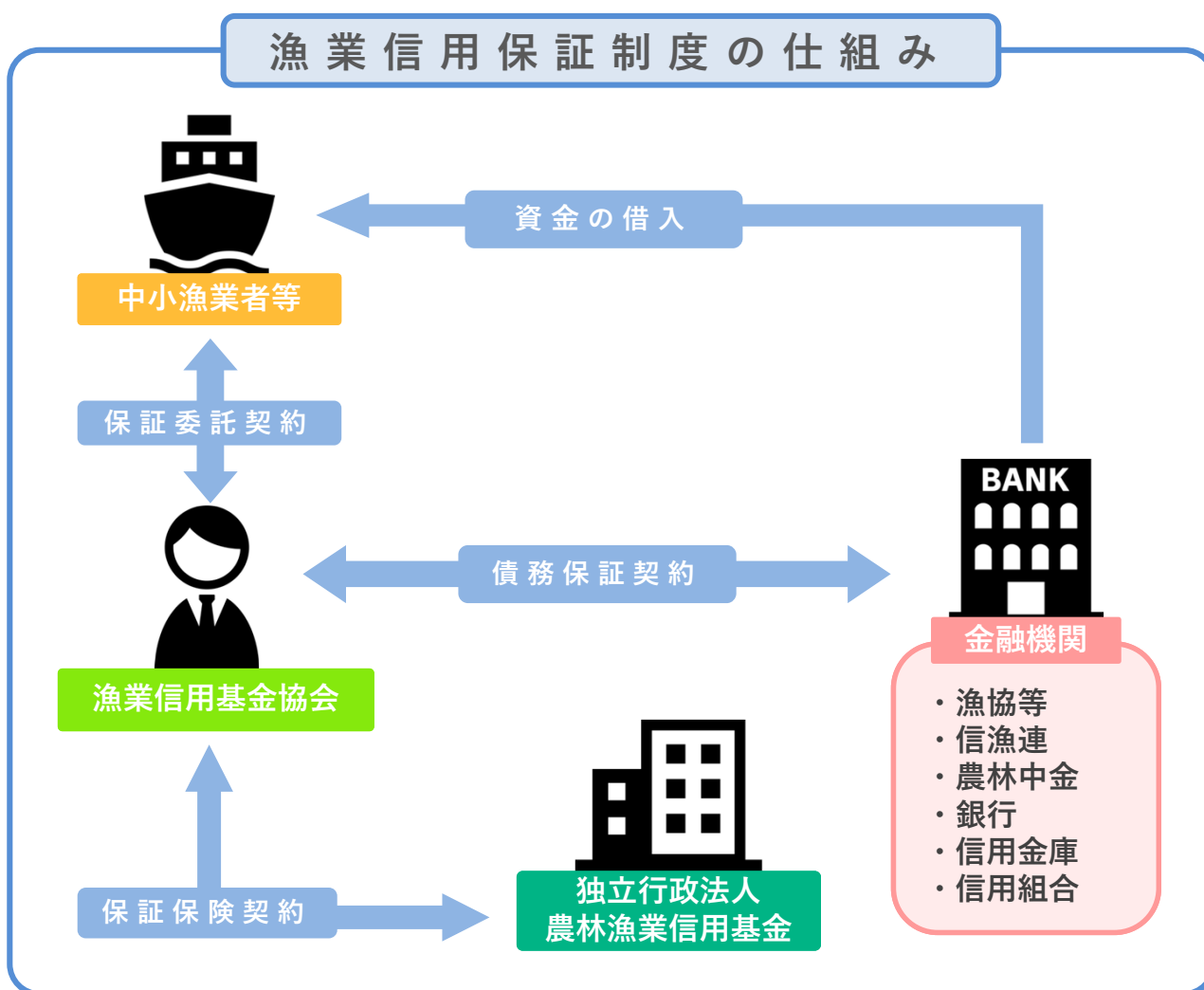
- ① 漁業を営む個人及び漁業に従事する個人
- ② 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの
- ③ 水産加工業を営む個人
- ④ 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下又はその資本金の額、若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
- ⑤ 水産業協同組合（信用漁業協同組合連合会並びに信用水産加工業協同組合連合会を除く。）
- ⑥ 水産振興法人※¹
- ⑦ 協同会社※²
- ⑧ 任意団体

※1 水産業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人で、①（漁業を営む個人に限る。）若しくは②から⑤の者又は地方公共団体が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているものをいいます。

※2 水産物の保蔵、運搬又は販売の事業その他の水産業の振興に資する事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社であって、①から⑤の者が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体を除く）の過半数を有し、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているものをいいます。

漁業信用保証制度

- 中小漁業者等の皆様の信用力を補完し、資金調達を円滑にすることにより、中小漁業の振興を図るために設けられた制度です。
- この制度は、漁業信用基金協会が金融機関から資金の貸付けを受ける中小漁業者等の皆様の債務を保証する保証制度と、この保証について独立行政法人農林漁業信用基金が保証保険を行い補完する保証保険制度の二つを合わせ持つ制度です。



漁業信用基金協会とは

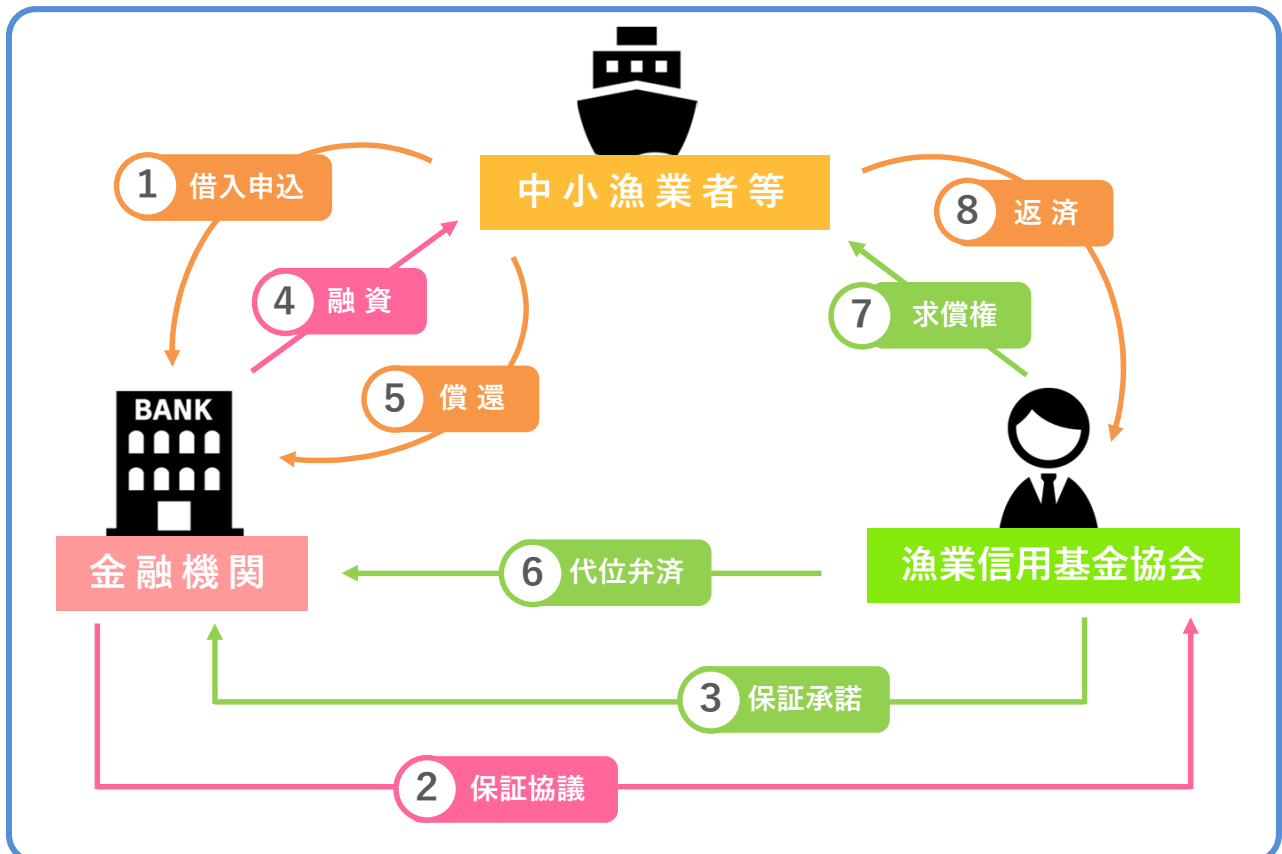
中小漁業融資保証法に基づき、中小漁業者等の皆様が必要とする資金の融通を円滑にするため、債務保証を行っている法人です。

独立行政法人 農林漁業信用基金とは

漁業信用基金協会が行う債務保証について保証保険を行い、信用保証リスクを分散することにより、漁業信用基金協会の保証能力の維持を図る法人です。

債務保証の仕組み

- 中小漁業者等の皆様が、漁業経営等に必要な資金を金融機関から借り入れる際、漁業信用基金協会が保証人となり、借入れを容易にします。
- また、万一病気その他やむを得ない事情で金融機関に返済ができなくなった時には、皆様に代わって漁業信用基金協会が代位弁済をします。代位弁済後は、皆様とご相談しながら、漁業信用基金協会に借入金を返済していただくことになります。



金融機関とは

漁業信用基金協会が債務保証の対象とするのは、次に掲げる金融機関から保証対象資金を借り入れた場合です。また、金融機関は、漁業信用基金協会と基本契約を締結することが必要です。

- 農林中央金庫
- 漁業協同組合
- 信用漁業協同組合連合会
- 水産加工業協同組合
- 信用水産加工業協同組合連合会
- 銀行
- 信用金庫
- 信用協同組合

債務保証を受けるには

漁業信用基金協会は会員制をとっていますので、中小漁業者等の皆様のご住所または事業所を有する区域内の漁業信用基金協会に1口以上の出資金を払い込んで会員となっていただく必要があります。また、会員とならなくても、中小漁業者等の皆様が所属している漁業協同組合または水産加工業協同組合が漁業信用基金協会の会員となっていれば、その組合の出資を利用して保証を受けることができます。

保証の対象となる資金

➤ 保証の対象となる資金は、中小漁業者等の皆様の漁業経営等に必要な資金です。

資金名	資金用途	概要
漁業近代化資金	小型漁船の建造、漁船設備（レーダー等）、水産物処理施設等の改良	漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に資するため、金融機関（漁協等）が当該漁業者等に対して貸付ける資金
事業資金	設備資金、運転資金	中小漁業者等の事業に必要な資金
漁業経営改善促進資金	雇用労賃、燃料費、漁船の保守管理費等の短期運転資金	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく「漁業経営改善計画」に従った経営を行うために必要な資金
金融公庫資金	大型漁船（20トン以上）の建造改造、取得に必要な資金、長期運転資金等	漁協等が（株）日本政策金融公庫等から貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で中小漁業者等に対して貸付ける資金
借替緊急融資資金	経営困難に陥った中小漁業者等の債務整理に必要な資金	緊急融資資金のうち、中小漁業者等がその債務の整理を行うのに必要な資金として主務大臣が指定する資金
経営安定資金	既存の借入金を整理するための資金	金融機関に対する既存の債務の全部又は一部を消滅させるための借入金
生活資金	住宅資金等	中小漁業者等の生活に必要な資金
沿岸漁業改善資金	設備資金、種苗・餌料資金	沿岸漁業の経営改善を目的とした設備投資や新たな技術を導入する設備投資等を行う漁業者等に対し都道府県が貸付ける資金
漁協等保証債務	—	漁協等が（株）日本政策金融公庫等からの委託を受けて、中小漁業者等に資金の貸付けを行う場合に、漁協等が（株）日本政策金融公庫等に対して負担する保証債務に対する保証



資金についてもっと
知りたい方はこちらへ！
水産庁ホームページ
（水産制度金融について）

保証の限度額

- 会員の皆様の出資金に、資金種類ごとに異なる保証の倍率（例：漁業近代化資金で約40倍）を乗じた金額まで保証を受けることができます。また、別途金額による保証の最高限度額も定められており、一会員当たり各漁業信用基金協会の基金等現在高（出資金などの協会の保証財務基盤）等の1/5となっています。具体的には各漁業信用基金協会の業務方法書によって定められていますので、ご相談ください。

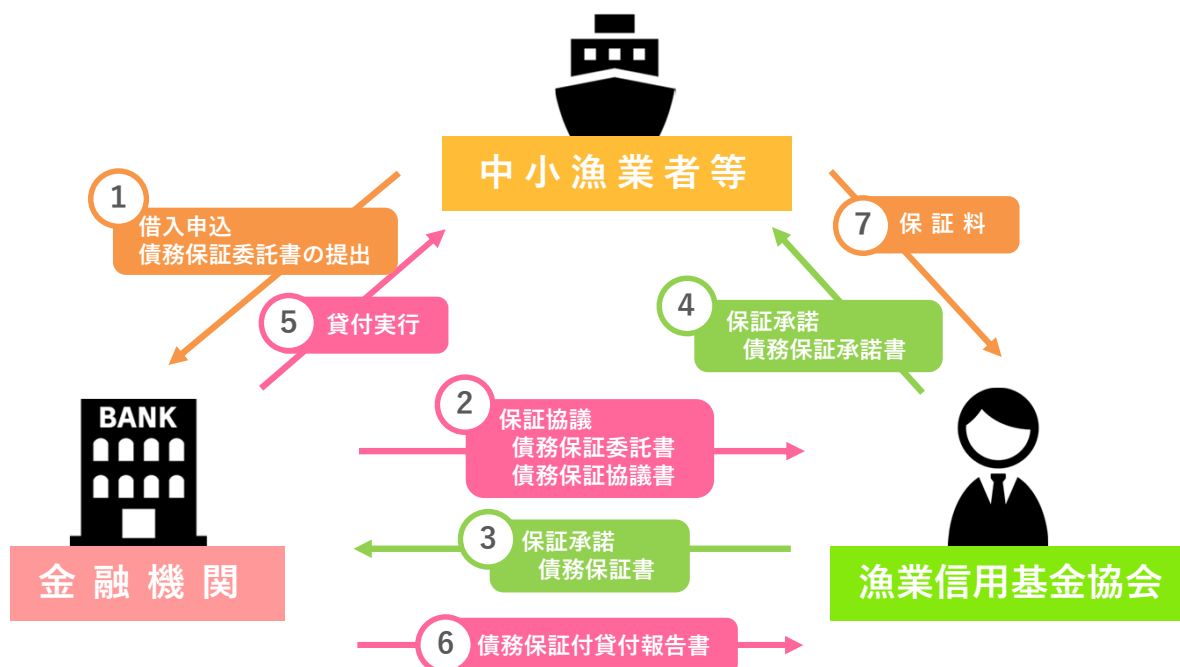
保証の範囲

- 漁業信用基金協会は、皆様が金融機関から借入れた金額の元本の額を保証の範囲としています。ただし、経営安定資金につきましては、元本の額の80%を保証範囲としています。

債務保証の申込み

- 漁業信用基金協会へ保証を申し込むには、借入れを予定している金融機関にご相談ください。保証に必要な書類は、金融機関に備えてあります。なお、ご不明の点がありましたら、お気軽に漁業信用基金協会までお問い合わせください。

● ご利用方法（申込みから実行まで）



● 保証料について

- 漁業信用基金協会は、債務保証のリスクに備えるためのコストとして、被保証人である中小漁業者等の皆様から保証料をいただいています。保証料につきましては、各漁業信用基金協会・支所で資金種類ごとに定められた保証料率（例：漁業近代化資金で約0.50%）を借入金額に乗じた額となります。

Q & A



漁業信用保証の利用対象者を教えてください。

漁業を営む方、従事する方が対象となります。
法人や任意団体も対象です。



漁業信用保証の利用を考えていますが、
どこに相談すればよいですか？

お近くのＪＦマリンバンクなどの金融機関の窓口や、
漁業信用基金協会へお気軽にご相談ください。



漁業信用保証を利用するには、
どのぐらいの費用がかかりますか？

借入金額等に応じた保証料をお支払いいただきます。



担保・保証人がないと、保証を受けられませんか？

経営状況や借入条件によっては、担保・保証人の
ご負担なしで保証できる場合があります。



国の補助などがありますか？

経営改善漁業者の方など、担保・保証人・保証料の
負担が軽減される制度がございます。
詳しくはお近くの漁業信用基金協会へご相談ください。



ご不明点があればお気軽にお問い合わせください

基金協会一覧	住 所	電 話 番 号
全国漁業信用基金協会		
【本所】	〒110-0015 台東区東上野1-7-15 ヒューリック東上野一丁目ビル7階	(03)5846-8441
【支所】	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7-1 第二水産ビル5階	(011)281-2816
北海道支所	〒030-0803 青森市安方1-1-3 2 水産ビル	(017)723-2714
青森支所	〒020-0023 盛岡市内丸1 6-1 水産会館	(019)623-5281
岩手支所	〒010-0951 秋田市山王3-8-1 5	(018)823-7362
秋田支所	〒998-0036 酒田市船場町2-2-1	(0234)24-2604
山形支所	〒970-8044 いわき市中央台飯野4-3-1	(0246)29-4433
福島支所	〒310-0011 水戸市三の丸1-1-3 3	(029)226-0717
茨城支所	〒260-0021 千葉市中央区新宿2-3-8 水産会館	(043)241-5510
千葉支所	〒108-0075 港区港南4-7-8 都漁連水産会館	(03)3458-2431
東京支所	〒236-0051 横浜市金沢区富岡東2-1-2 2 県漁連ビル	(045)778-5070
神奈川支所	〒950-0078 新潟市中央区万代島2-1 水産会館	(025)245-0814
新潟支所	〒930-0096 富山市舟橋北町4-1 9 富山県森林水産会館	(076)441-6127
富山支所	〒920-0022 金沢市北安江3-1-3 8 石川県水産会館	(076)234-8827
石川支所	〒420-0853 静岡市葵区追手町9-1 8	(054)251-0717
静岡支所	〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-4-3 1 愛知県水産会館4階	(052)950-2737
愛知支所	〒514-0006 津市広明町3 2 3-1 水産会館	(059)226-6441
三重支所	〒910-0005 福井市大手2-8-1 0	(0776)22-6279
福井支所	〒624-0914 舞鶴市字下安久無番地	(0773)77-2238
京都支所	〒673-0883 明石市中崎1-2-3 兵庫県水産会館	(078)919-1314
兵庫支所	〒520-0044 大津市京町4-1-1 滋賀県庁水産課内	(077)528-3871
(滋賀出張所)	〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-1 4-1 6 大阪府咲洲庁舎内	(06)6613-1101
(大阪出張所)	〒642-0032 海南市名高5 3 1-1 タムラビル3階	(073)432-4800
和歌山支所	〒680-8570 鳥取市東町1-2 7 1 鳥取県庁第2庁舎8階	(0857)26-8392
鳥取支所	〒690-0007 松江市御手船場町5 7 5	(0852)21-0006
島根支所	〒700-0824 岡山市北区内山下2-1 1-1 8	(086)234-2711
岡山支所	〒730-0051 広島市中区大手町2-9-6 水産会館5階	(082)247-1989
広島支所	〒750-0067 下関市大和町1-1 6-1 下関漁港ビル3階	(083)261-1237
山口支所	〒770-0873 徳島市東沖洲2-1 3 徳島県水産会館	(088)636-0535
徳島支所	〒760-0031 高松市北浜町9-1 2	(087)851-5424
香川支所	〒790-0002 松山市二番町4-6-2	(089)933-5126
愛媛支所	〒780-0870 高知市本町1-6-2 1 水産会館	(088)873-7693
高知支所	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-4-1 9	(092)781-4981
福岡支所	〒840-0034 佐賀市西与賀町大字厘外8 2 1-4	(0952)23-7823
佐賀支所	〒861-5274 熊本市西区新港1-4-1 5	(096)329-9400
熊本支所	〒870-0021 大分市府内町3-5-7	(097)532-3496
大分支所	〒880-0858 宮崎市港2-6	(0985)29-1313
宮崎支所	〒890-0051 鹿児島市高麗町4 3-2 0 キラメキ南国ビル4階	(099)253-8815
鹿児島支所	〒900-0016 那覇市前島3-2 5-3 9 水産会館3階	(098)860-2633
沖縄支所	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-6-1 6 漁信基ビル	(022)221-5326
宮城県漁業信用基金協会	〒850-0035 長崎市元船町1 7-1 長崎県大波止ビル2階	(095)823-8171
長崎県漁業信用基金協会		

業 種 別 協 会

全国遠洋沖合漁業信用基金協会 〒135-0034 江東区永代2-3 1-1 いちご永代ビル8階 (03)5646-2658
(かつお・まぐろ漁業、北太平洋さんま漁業及び大中型まき網漁業を対象)



全国漁業信用基金協会



宮城県漁業信用基金協会



長崎県漁業信用基金協会



全国遠洋沖合漁業信用基金協会

独立行政法人農林漁業信用基金窓口

独立行政法人農林漁業信用基金 〒105-6228 港区愛宕2-5-1 (03)3434-7829
愛宕グリーンヒルズMORIタワー2 8階



農 林 水 産 省 担 当 窓 口

水産庁 水産経営課金融第二班 〒100-8907 千代田区霞が関1-2-1 (03)6744-2346

